四日市市上下水道局管理規程第7号

四日市市上下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和6年3月27日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局庁舎管理規程(昭和43年水道局管理第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 この規程において、「庁舎等」	第2条 この規程において、「庁舎等」
とは、四日市市水道事業、下水道事業	とは、四日市市水道事業 <u>及び</u> 下水道事
及び農業集落排水事業の設置及び経営	業の設置及び経営の基本に関する条例
の基本に関する条例(昭和41年四日	(昭和41年四日市市条例第47号)
市市条例第47号)第3条の規定に基	第3条の規定に基づいて設置する上下
づいて設置する上下水道局の事業場に	水道局の事業場において日常の事務又
おいて日常の事務又は事業の用に供す	は事業の用に供する建物、土地その他
る建物、土地その他一切の設備をいう	一切の設備をいう。
0	

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)